

第14回 府中市農業委員会総会議事録

- 1 開 会 令和3年8月23日(月)午後1時55分
閉 会 令和3年8月23日(月)午後2時35分
場 所 市役所北庁舎3階第3会議室

2 会議録署名委員

- 8番 住 崎 岩 衛 委員 9番 小 林 茂 委員
12番 市 川 耕 作 委員(会長)

3 出席委員

- 1番 筒 井 敏 彦 委員 2番 松 村 昌 治 委員
4番 菊 池 伸 明 委員 6番 石 川 孝 治 委員
7番 平 田 佳 子 委員 8番 住 崎 岩 衛 委員
9番 小 林 茂 委員 10番 大 室 正 行 委員
12番 市 川 耕 作 委員 13番 澤 井 正 委員
14番 伊 藤 久 夫 委員 15番 千 金 樂 千 詠 委員
17番 志 水 清 隆 委員

4 欠席委員

- 18番 榎 本 重 雄 委員

5 出席を要さない委員

- 3番 堀 江 甚 貴 委員 5番 高 木 一 郎 委員
11番 小 牧 直 子 委員 16番 岡 田 正 宏 委員
19番 石 坂 成 雄 委員 20番 戸 井 田 昭 次 委員

6 議 長

- 12番 市 川 耕 作 委員(会長)

7 事務局(説明員)

高野和夫局長 佐伯洋子事務職員 榎澤有一事務職員 林光夫事務職員

議 事 日 程

- 1 会期の決定について
- 2 会議録署名委員指名について
- 3 第1号議題 報告 農地の転用届出について (農地法第4条関係)
- 4 第2号議題 報告 農地の転用のための権利移動届出について (農地法第5条関係)
- 5 第3号議題 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
- 6 第4号議題 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について
- 7 第5号議題 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- 8 第6号議題 府中都市計画生産緑地地区に係る都市計画の変更について
- 9 その他
 - (1) 生産緑地地区の制限解除について
 - (2) 8月度活動報告について
 - (3) 次回の総会開催日
 - (4) その他

午後1時55分開会

○議長（市川委員） 皆さんこんにちは。秋野菜の植付け準備などでお忙しいなか、お集まりいただきありがとうございます。定刻前ですが、皆さんお揃いですので、ただ今から、第14回府中市農業委員会総会を開会します。

本日は、農業経営部会の委員さんと土地利用部会の正副部会長さんにお集りいただいておりますが、18番、榎本委員さんから都合により欠席との連絡が入っております。

出席者の人数は定足数に達していますので、会議は有効に成立していることを、ご報告いたします。

会期につきましては、議案の都合により、本日限りとしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。（「異議なし」の声）

ご異議がないようですので、会期は、本日限りといたします。

次に、会議録の署名委員ですが、慣例により、議席の順番に指名させていただいてよろしいでしょうか。（「はい」の声）

ご異議がないようですので、今回は、8番、住崎委員さん、9番、小林委員さんをお願いいたします。

また、今回も会議の時間短縮に心がけ、新型コロナウイルス感染防止に努めたいと思います。議案の説明は、事前にお配りしている説明書をお読みいただいていると思いますので省略しまして、委員さんの報告からお願いしたいと思います。

それでは、「第1号議題 報告 農地の転用届出について」を議題とします。報告件数は1件です。事務局から現地確認の委員さんの報告をお願いします。

第1号議題の説明文

第1号議題、報告、農地の転用届出について、農地法第4条関係。

第1項、届出者は白糸台〇の〇〇の〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は、白糸台〇の〇の〇、〇、〇〇の合計3筆、491平方メートル。届出書が到達した日は、令和3年8月11日、転用の目的は共同住宅となっています。

2ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は石坂委員さんをお願いしております。

○事務局（榎澤事務職員） はい、会長、第1号議題、報告、農地の転用届出について、農地法第4条関係。

第1項の現地の確認は石坂委員さんをお願いしていましたが、委員さんは本日出席

しておりませんので、現地確認の結果を事前に連絡をいただいております。「8月16日に現地確認に行ってきました。花卉栽培用のビニールハウスがありますが、栽培はしていないようです。特に問題ありません。」とのことでございます。以上、よろしく申し上げます。

○議長（市川委員） はい、第1項は事務局から報告があったとおりです。他にご意見等ございますか。（「異議なし」の声）

ご意見等がないようなので、第1項の報告を了承することといたします。

次に、「第2号議題 報告 農地の転用のための権利移動届出について」を議題とします。報告件数は4件です。事務局から現地確認の委員さんの報告をお願いします。

第2号議題の説明文

第2号議題、報告、農地の転用のための権利移動届出について、農地法第5条関係。

第1項、譲受人は西府町〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、譲渡人は西府町〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、土地の所在は、西府町〇の〇〇の〇、〇の合計2筆、181.61平方メートルで、所有権の移転でございます。届出書が到達した日は、令和3年7月30日、転用の目的は資材置場となっています。

2ページの案内図は当該地を示しております。

第2項、譲受人は西府町〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、譲渡人は西府町〇の〇の〇、〇〇〇〇〇、土地の所在は、西府町〇の〇〇の〇、208平方メートルで、所有権の移転でございます。届出書が到達した日は、令和3年7月30日、転用の目的は第1項同様、資材置場となっています。

4ページの案内図は当該地を示しておりまして、当該地は第1項の当該地の東側に接しています。以上の第1項、第2項の現地の確認は石川委員さんをお願いしています。

第3項、譲受人は西東京市北原町〇の〇の〇〇、株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇、代表取締役〇〇〇〇、譲渡人は是政〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、土地の所在は、是政〇の〇の〇〇、268平方メートルで、所有権の移転でございます。届出書が到達した日は、令和3年8月6日、転用の目的は建売住宅2棟となっています。

6ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は伊藤委員さんをお願いしています。

第4項、譲受人は西東京市東伏見〇の〇の〇〇、〇〇〇〇〇〇株式会社、代表取締役〇〇〇〇、譲渡人は小金井市前原町〇の〇〇の〇、〇〇〇、土地の所在は、新町〇の〇〇の〇、595平方メートルで、所有権の移転でございます。届出書が到

達した日は、令和3年8月6日、転用の目的は建売住宅4棟となっています。

8ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は菊池委員さんをお願いしています。

○事務局（樫澤事務職員） はい、会長、第2号議題、報告、農地の転用のための権利移動届出について、農地法第5条関係。

第1項、第2項の現地の確認は石川委員さんをお願いしています。

第3項の現地の確認は伊藤委員さんをお願いしています。

第4項の現地の確認は菊池委員さんをお願いしています。以上、よろしくお願ひします。

○議長（市川委員） はい、第1項、第2項、石川委員さん如何ですか。

○委員（石川委員） 18日に見に行きました。両方とも草がかなり生えていましたが、転用は問題ないと思います。

○議長（市川委員） はい、第3項、伊藤委員さん如何ですか。

○委員（伊藤委員） こども草が生えていましたが、問題ありません。

○議長（市川委員） はい、第4項、菊池委員さん如何ですか。

○委員（菊池委員） はい、ここは以前、耕作状況の確認に行った場所で、他と一緒に草が生えていますが、問題ありません。

○議長（市川委員） はい、ありがとうございます。

他にご意見ございますか。（「異議なし」の声）

ないようですので、第1項から第4項の報告を了承することといたします。

次に、「第3号議題 相続税の納税猶予に関する適格者証明について」を議題とします。証明申請の件数は1件です。事務局から現地確認の委員さんの報告をお願いいたします。

第3号議題の説明文

第3号議題、相続税の納税猶予に関する適格者証明について。

第1項、次の者が相続税の納税猶予に関する適格者であることを証明する。

申請者、相続人は是政○の○○の○、○○○○、被相続人、同所、○○○○、特例適用農地は清水が丘○の○の○、○、是政○の○○の○、○、○○の○、○○、是政○の○の○、○○、○○、○の○、○の合計11筆、畑と田を合わせて、5,439平方メートル。

2から4ページは○○氏から提出された証明願、特例適用農地等の明細書、営農確約書で、5から7ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は伊藤

委員さんをお願いしています。

○事務局（榎澤事務職員） はい、会長、第3号議題、相続税の納税猶予に関する適格者証明について。

第1項の現地確認は伊藤委員さんをお願いしています。以上、よろしくお願ひします。

○議長（市川委員） はい、伊藤委員さん如何でしょうか。

○委員（伊藤委員） はい、当該地が多いので順番に、まず5ページの当該地はワケネギを栽培していて、畑を出荷するもの、植えた直後、休ませている部分の3つに分けていました。6ページの当該地北側はハウスが7棟、南側は4棟建っています。7ページの当該地はネギ、里芋、オクラ、モロヘイヤなどが栽培されていて、半分ほどは何も植えず休ませています。多少草も生えていましたが、計画的に栽培するなど管理されていますので、問題はありません。

○議長（市川委員） はい、他にご意見ございますか。（「異議なし」の声）

ないようですので、第1項は証明することといたします。

次に、「第4号議題 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について」を議題とします。証明申請の件数は1件です。事務局から現地確認の委員さんの報告をお願いします。

第4号議題の説明文

第4号議題、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について。

申請者は小柳町〇の〇〇の〇、〇〇〇、農業の主たる従事者は同所、〇〇〇〇〇、買取り申出生産緑地は小柳町〇の〇〇の〇〇、畑、700平方メートル。

2、3ページは申請者から提出された証明申請書、買取り申出生産緑地の明細書で、4ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は榎本委員さんをお願いしています。

○事務局（榎澤事務職員） はい、会長、第4号議題、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について。

第1項の現地の確認は榎本委員さんをお願いしていましたが、委員さんは本日都合により欠席となり、その連絡の際に、現地確認の結果をいただいております、「8月20日に現地確認に行きました。現地は草が生えていましたが、買取り申請のためなので、問題ありません。」とのことをごさいます。以上、よろしくお願ひします。

○議長（市川委員） 他に、ご意見等ございますか。（「異議なし」の声）

ご意見等がないようなので、第1項は証明することといたします。

次に、「第5号議題 引き続き農業経営を行っている旨の証明について」を議題とします。証明願の件数は3件です。事務局から現地確認の委員さんの報告をお願いします。

第5号議題の説明文

第5号議題、引き続き農業経営を行っている旨の証明について。

第1項、次の者が平成30年9月24日から令和3年8月3日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、朝日町○の○○の○○、○○○○、土地の所在は、朝日町○の○○の○○、○○、○○の○の合計3筆、畑、2、953平方メートル。

第2項、次の者が平成30年7月5日から令和3年8月9日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、国分寺市西元町○の○○の○、○○○○、土地の所在は、栄町○の○○の○、○、○○の合計3筆、畑、1、681平方メートル。

第3項、次の者が平成30年7月31日から令和3年8月10日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、四谷○の○○の○、○○○○、土地の所在は、四谷○の○○の○、○、○の一部、○の○の○、○○の○、○、○、○○の○、○、○○の○、○から○○の合計16筆、田、4、794平方メートル。

2から4ページは○○氏から提出された証明願、税務署への届出書、農業経営に関する明細書で、トマト他野菜やブルーベリーを生産しています。

5ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は岡田委員さんをお願いしています。

6から8ページは○○氏から提出された証明願、税務署への届出書、農業経営に関する明細書で、花水木他植木類を生産しています。

9ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は菊池委員さんをお願いしています。

10から13ページは○○氏から提出された証明願、税務署への届出書、農業経営に関する明細書で、お米、各種野菜を生産しています。

14、15ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は市川会長さんをお願いしています。

○事務局（樫澤事務職員） はい、会長、第5号議題、引き続き農業経営を行ってい

る旨の証明について。

第1項の現地の確認は岡田委員さんをお願いしていましたが、委員さんは本日出席しておりませんので、現地確認の結果を事前に連絡をいただいております。「8月12日に現地確認に行きました。現地は野菜等を栽培しており、時節柄、多少草が生えていましたが問題ありません。」とのことでございます。

第2項の現地の確認は菊池委員さんをお願いしています。

第3項の現地の確認は市川会長さんをお願いしています。以上、よろしく申し上げます。

○議長（市川委員） 第1項は事務局から報告があったとおりです。

第2項、菊池委員さん如何ですか。

○委員（菊池委員） はい、東八道路を挟み北側と南側に植木畑としてあります。下草もきれいに管理されていますので、何ら問題ありません。

○議長（市川委員） はい、第3項は私です。当該地は複数箇所ありまして、14ページの上の方は自宅続きの南側になりまして、ハウスが3棟ありトマトが栽培され、キュウリの苗が植えてありました。同ページの下の方の左側は里芋、ナス、オクラ等が、右側はネギ、インゲン等夏野菜が植えてありました。15ページはトウモロコシ、枝豆の収穫した後の状態でした。いずれも耕作状況は良く問題ありません。以上ですが、委員の皆さんから第1項から第3項について、ご意見等ございますか。（「異議なし」の声）

ご意見ないようですので、第1項から第3項は証明することといたします。

次に、「第6号議題 府中都市計画生産緑地地区に係る都市計画の変更について」を議題とします。

本件の説明のため公園緑地課の職員の方が見えていますので、早速説明をお願いいたします。

○公園緑地課（能渡係長） はい、会長、皆さん、こんにちは。公園緑地の能渡と申します。

生産緑地関連業務につきましては、日頃より委員の皆さまにお世話になっており、誠にありがとうございます。また、先月は足元の悪い中、生産緑地の追加申請農地15箇所を東ルート西ルートに分かれ確認に行っていました。この場を借りて御礼申し上げます。

本日は生産緑地の追加と削除の説明をさせていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、第6号議題、府中都市計画生産緑地地区に係る都市計画の変更につつま

して、ご説明いたします。

現在、生産緑地の削除及び追加指定をするにあたり、都市計画変更の準備を進めております。

府中都市計画生産緑地地区の変更案を説明する前に、これまでの経過と今後の予定をご説明いたします。

追加指定の申請は、今回の都市計画変更分として、昨年6月から本年5月末まで受け、7月5日に農業委員会土地利用部会の皆様に現地調査を、7月29日付で農業委員会から農地に該当している旨の回答をいただいております。

削除については、昨年11月から本年3月末までに買取りの申し出があったものを対象として、変更案を作成しております。

今後の予定としましては、9月上旬に東京都協議の手続き、その後公告・縦覧を行い、本年11月に予定されております府中市都市計画審議会に付議する予定でございます。

つきましては、本日も説明する内容は、縦覧前のものとなり、お配りしております図面は、本委員会終了後回収させていただきますので、ご了承ください。

それでは、府中都市計画生産緑地地区の変更案の詳細について、ご説明いたします。

1ページをご覧ください。全体の概要でございます。

第1の「種類及び面積」でございますが、変更後の面積は、約94.36ヘクタールになります。

第2の「削除のみを行う位置及び区域」でございますが、削除となるのは9件で、面積は約8,490平方メートルです。

続きまして、2ページをご覧ください。

第3の「追加のみを行う位置及び区域」でございますが、追加となるのは15件で、面積は約8,510平方メートルになります。

続きまして、3ページ、4ページは、新旧対照表と変更概要となっております。

4ページ下段の表「変更概要」をご覧ください。全体の生産緑地地区の件数は、440件から442件で2件の増。

面積は約94.34ヘクタールから約94.36ヘクタールとなり、約0.02ヘクタールの増となります。

続きまして、変更となる個々の地区について、計画図にてご説明いたします。

はじめに、5ページの計画図、右下の凡例をご覧ください。計画図の表示は、緑の縦縞の部分が既に指定されている区域、緑の塗りつぶし部分は今回追加を行う区域となっております。また、図は上が北となっております。

それでは、図面中央をご覧ください。番号〇〇〇、地区名、紅葉丘地区。

紅葉丘北公園の南西に位置し、地区の全部、約1,010平方メートルを追加するものです。

続きまして、6ページの計画図、右下の凡例をご覧ください。赤の塗りつぶし部分は今回削除を行う区域となっております。

図面右側をご覧ください。番号〇〇〇、地区名、紅葉丘地区。

府中第二中学校の西側に位置し、地区の全部、約580平方メートルを追加するものです。

次に図面中央をご覧ください。番号〇〇〇、地区名、若松町地区。

東保育所の北東に位置し、地区の全部、約2,250平方メートルを追加するものです。

次に図面左側をご覧ください。番号〇〇〇、地区名、若松町地区。

都立府中工業高校の東側に位置し、令和3年3月26日に主たる従事者の死亡により買取りの申出がなされたもので、地区の全部1,490平方メートルを削除するものです。

続きまして、7ページをご覧ください。図面中央をご覧ください。番号〇〇〇、地区名、白糸台地区。

品川街道と京王線と間に位置し、令和3年1月21日に主たる従事者の死亡により買取りの申出がなされたもので、地区の一部、約300平方メートルを削除するものです。

続きまして、8ページをご覧ください。図面右側をご覧ください。番号〇〇〇、地区名、押立町地区。

南白糸台小学校の南側に位置し、地区の一部、約580平方メートルを追加するものです。

次に、図面左側をご覧ください。番号〇〇〇、地区名、押立町地区。

都立府中東高校の北西に位置し、地区の一部、約290平方メートルを追加するものです。

続きまして、9ページをご覧ください。図面右側をご覧ください。番号〇〇〇、地区名、若松町地区。

航空自衛隊府中基地の東側に位置し、令和2年10月26日に主たる従事者の死亡により買取りの申出がなされたもので、地区の一部、1,370平方メートルを削除するものです。

次に、図面左側をご覧ください。番号〇〇〇、地区名、緑町地区。

都立府中の森公園の西側に位置し、令和3年1月26日に主たる従事者の死亡により買取りの申出がなされたもので、地区の全部、630平方メートルを削除するものです。

続きまして、10ページをご覧ください。図面中央をご覧ください。番号〇〇〇、地区名、是政地区。

東京競馬場の東側に位置し、地区の一部、約60平方メートルを追加するものです。

続きまして、11ページをご覧ください。図面右側をご覧ください。番号〇〇〇、地区名、是政地区

二ヶ村緑道と府中街道の間に位置し、令和2年12月22日に主たる従事者の死亡により買取りの申出がなされたもので、地区の一部、230平方メートルを削除するものです。

次に、図面左側をご覧ください。番号〇〇〇、地区名、是政地区。

郷土の森公園の北東に位置し、令和2年12月22日に主たる従事者の死亡により買取りの申出がなされたもので、地区の全部、約1,340平方メートルを削除するものです。

続きまして、12ページをご覧ください。図面右上をご覧ください。番号〇〇〇、地区名、南町地区。

都水道局府中南町浄水場の北側に位置し、令和3年3月3日に主たる従事者の故障により買取りの申出がなされたもので、地区の一部、約2,220平方メートルを削除するものです。また、この削除する区域の南側、同じ番号〇〇〇で、地区の一部330平方メートルを追加するものです。

次に図面右下をご覧ください。番号〇〇〇、地区名、南町地区。

郷土の森博物館の北西に位置し、地区の一部、約190平方メートルを追加するものです。

続けて番号〇〇〇、地区名、南町地区。

同じく郷土の森博物館の北西に位置し、地区の一部、約230平方メートルを追加するものです。

次に図面左下をご覧ください。番号〇〇〇、地区名、南町地区。

心身障害者福祉センターきずなの北側に位置し、地区の一部、2か所において、合わせて約1,160平方メートルを追加するものです。

続きまして、13ページをご覧ください。図面中央、番号〇〇〇、地区名、本町地区。

府中第三中学校の南西に位置し、地区の一部、約100平方メートルを追加するも

のです。

続きまして、14ページをご覧ください。図面右側をご覧ください。番号〇〇〇、地区名、西原町地区。

西原町東公園の北東に位置し、令和3年5月31日に送電設備の事業用地となり、地区の一部、約30平方メートルを削除するものです。

次に図面左側をご覧ください。番号〇〇〇、地区名、西原町地区。

西原町中央公園の北側に位置し、地区の全部、約480平方メートルを追加するものです。

続きまして、15ページをご覧ください。図面中央をご覧ください。番号〇〇〇、地区名、四谷地区。

日新小学校の南側に位置し、地区の一部、約390平方メートルを追加するものです。

続きまして、16ページをご覧ください。図面右側をご覧ください。番号〇〇〇、地区名、日新町地区。

日本電気府中事業場の北西に位置し、令和2年11月2日に主たる従事者の死亡により買取りの申出がなされたもので、地区の一部、約910平方メートルを削除するものです。

次に図面左側をご覧ください。番号〇〇〇、地区名、日新町地区。

ただ今の451地区の北西に位置し、地区の一部、約280平方メートルを追加するものです。

続きまして、17ページをご覧ください。図面中央をご覧ください。番号〇〇〇、地区名、西府町地区。

西府保育所の北側に位置し、地区の全部、約580平方メートルを追加するものです。

以上、府中都市計画生産緑地地区の変更案につきまして、ご説明させていただきました。よろしくお願いたします。

○議長（市川委員） はい、説明が終わりました。委員の皆さんから、ご意見、ご質問等ございますか。（…）

特にないようなので、それでは、本件を了承することといたします。

ここで、公園緑地課職員は退席しますので、少しお待ちください。

（公園緑地課職員退席）

○議長（市川委員） 次に、9「その他」に入ります。

その他の資料につきましても、事前にお配りしている資料はお読みいただいている

と思いますので、説明は省略し、質問等があればお願いいたします。

まず（１）「生産緑地地区の制限解除について」ですが何かありますか。（…）

○議長（市川委員） よろしければ（２）「８月度活動報告について」ですが何かありますか。（…）

○議長（市川委員） なければ、（３）の「次回の総会開催日」ですが、９月は９月２８日、火曜日、午後２時からこの第３会議室で開催します。

次に（６）のその他ですが、委員さんからありますか。（…）

○議長（市川委員） それでは、私から、前回話のあった農産物品評会ですが、先日は１１月１２日とお伝えしましたが、ジェイコム取材の関係から１１月９日に変更になりました。実行委員さんには連絡が行っていますが、皆さんにはまだでしたので、お伝えします。出品の都合等あると思いますので、よろしくお願ひします。他になければ、事務局から何かありますか。

○事務局（佐伯事務職員） はい、お手元にお配りしている今年度の農地パトロールのことですが、資産税課より依頼があったもので、昨年度と同様にお願ひしたいと思ひます。

グループ分けについては前回と同じです。また、調査地が多いグループ、逆に少ないグループがでていますが、調査対象地の関係ですのでご了承いただき、グループの中で割振るなどやりやすい方法でお願ひしたいと思ひます。

本日、出席していない委員さんには郵送で調査表をお送りしますので、グループ内で連絡を取って調査を進めてくださるようお願ひします。

調査が終了し調査結果の記入が終わりましたら、グループで一部を１０月２９日までに事務局に提出してください。また、締切りまでに９月、１０月と２回の農業委員会総会がありますので、その際にお持ちいただいても結構です。以上、よろしくお願ひします。

○議長（市川委員） はい、毎年行っている農地パトロールです。よろしくお願ひします。

○委員（平田委員） はい、毎回同じ場所があつて、答えが同じになるのですが、何の改善も見られません。市としてどのような対応をしているのでしょうか。

○事務局（榎澤事務職員） はい、なにぶん耕作状況が悪い農地の調査となりますので、毎年同じ場所の依頼があると思われまふ。資産税課に毎年同じ答えのものの対応をどのようにしているか確認してみたいと思ひます。

○議長（市川委員） 他にありますか。（…）

それでは、本日の議題は全て終了となりますので、「第１４回府中市農業委員会総

会」を閉会とさせていただきます。次回も新型コロナウイルスの感染状況が収まらず、現在と同じような状況であれば、出席委員さんの人数を抑制してまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしく申し上げます。本日はありがとうございました。

午後 2 時 3 5 分閉会